

豊田都市計画地区計画の決定（豊田市決定）

都市計画加納向井山地区計画を次のように決定する。

名 称		加納向井山地区計画				
位 置		豊田市加納町向井山の一部				
面 積		約7.5ha				
地区計画の目標		<p>本地区は、本市中心部から北へ約8.0kmの位置に在り、東海環状自動車道豊田藤岡インターチェンジ並びに猿投グリーンロード猿投インターチェンジ及び猿投東インターチェンジに近接した交通利便性の高い地区である。</p> <p>本計画は、利便性の高い立地条件を活かし、物流拠点として良好な環境を構築するとともに、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業地の形成を図ることを目標とする。</p>				
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区においては、工業系の土地利用を図るとともに、周辺の自然環境との調和を図りながら、良好な街区環境が形成、保全されるように誘導する。				
	地区施設の整備の方針	周辺の自然環境と調和した良好な工業地環境を形成するため、周囲には緩衝緑地帯を配置し、周辺的生活環境を維持保全するため調整池を整備する。				
	建築物等の整備の方針	周囲の自然環境と調和を図り、良好な工業地の維持、向上を図るため、土地利用の方針に従い、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度又は建築物等の形態、色彩その他の意匠の制限を定める。				
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	緑化に努めることにより、快適でゆとりとるおいのある工業地の環境の向上及び周辺の環境との調和を図る。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	配置
		公共空地	名称	面積	容量	計画図表示のとおり
			調整池1号	約2,000㎡	約6,300㎡	
		緑地	名称	面積		計画図表示のとおり
			緑地1号	約2,300㎡		
緑地2号	約3,200㎡					

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 工場（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類 E 製造業に係るものに限る。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（ぬ）項第三号（八の三）、（十三）（ただし、金属の粉砕は除く。）及び（十三の二）並びに（る）項第一号（一）から（二十二）まで、（二十七）、（二十九）、（三十）及び（三十一）で定めるものを除く。） 2 倉庫及び荷さばき場（豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（平成 1 8 年条例第 5 号）第 2 条第 7 号アに規定する小規模処理施設を除く。） 3 前 2 号の建築物に附属するもの
	建築物の容積率の最高限度	1 5 / 1 0
	建築物の建蔽率の最高限度	6 / 1 0
	建築物の敷地面積の最低限度	9, 0 0 0 m ²
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は 2 m、道路境界線までの後退距離は 4 m 以上でなければならない。 ただし、管理（守衛）室、自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが、3.0m 以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が 15 m ² 以内であるものを除く。
	建築物等の高さの最高限度	2 5 m。ただし、建築物の後退距離を 9m 以上とした場合は、3 1 m までとすることができる。
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の色彩、形態等は、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。 1 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。	
土地の利用に関する事項	地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の木竹は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 3 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 4 仮植した木竹又は植替のための木竹の伐採 5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 6 乗入口及び管理用通路等計画上やむを得ない部分の木竹の伐採（ただし、乗入れ幅は一箇所につき 1 2 m 以下とする） 7 その他市長が認める行為	

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、周辺環境との調和に配慮した工業地としての環境形成を図るため、地区計画を定めるものである。